

つくば市低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づきつくば市契約規則（平成9年つくば市規則第70号）第11条第1項（同規則第25条において準用する場合を含む。）に規定する調査基準価格を設けて入札を実施するときに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低価格入札者 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（第3条第2項の規定により失格となる者を除く。）をいう。
- (2) 低入札価格調査 最低価格入札者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否か又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であるか否かについて判断するための調査をいう。
- (3) 予備調査 最低価格入札者から入札時に提出された工事設計内訳書に基づき、その積算に係る諸費目の金額が、予定価格算出の基礎となった諸費目に係る金額（以下「設計金額」という。）に対し、次に掲げる数値的判断基準（以下「数値的判断基準」という。）のいずれかに該当するか否かの調査をいう。
 - ア 直接工事費（材料費、機器費を含む。）が設計金額の75%未満であること。
 - イ 共通仮設費（積上分+率計上分）が設計金額の70%未満であること。
 - ウ 現場管理費が設計金額の70%未満であること。
 - エ 一般管理費（契約保証費を含む。）が設計金額の30%未満であること。
- (4) 本調査 第5条第4項各号に掲げる書類の照査、必要に応じて最低価格入札者に対して行う事情聴取等をいう。

(調査基準価格)

第2条 建設工事の請負に係る競争入札のうち、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が1億円以上の競争入札又は総合評価方式による競争入札においては、調査基準価格を設けるものとする。ただし、当該競争入札に係る契約の履行に関し、特にその必要がないと認められるときは、調査基準価格を設けないことができるものとする。

2 調査基準価格は、次の各号に掲げる額の合計額（当該合計額が見積書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては当該100分の92を乗じて得た額（当該額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、当該合計額が見積書比較価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該100分の75を乗じて得た額（当該額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とし、これら以外の場合にあって当該合計額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とする。

(1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

(失格基準価格)

第3条 市長は、低入札価格調査制度を適用する場合において、当該入札価格によっては契約の内容に適合した履行ができないと認める基準となる価格（「失格基準価格」という。以下同じ。）を設定することができる。この場合の失格基準価格は、次の表の左欄に掲げる予定価格の区分によって区分し、当該区分に応ずる同表右欄に掲げる割合を、調査基準価格に乘じて得た額（当該額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

予定価格	割合
1 億円未満	90%
1 億円以上 10 億円未満	85%
10 億円以上	80%

2 前項に規定する失格基準価格を設定した場合において、当該失格基準価格を下回る価格によって入札した者は失格とする。

(開札の執行)

第4条 開札執行者は、最低価格入札者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、当該最低価格入札者に対して、低入札価格調査を実施する旨を宣言し、開札を終了するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第5条 開札執行者は、最低価格入札者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。

2 低入札価格調査は、予備調査及び本調査とし、予備調査、本調査の順により行うものとする。ただし、予備調査の結果、数値的判断基準のいずれかに該当するときは、本調査は、行わないものとする。

3 第1項に規定する場合において、開札執行者は、当該事業を主管する課等の長(以下「事業主管課長」という。)に対し、速やかに予備調査を行い、その結果を開札執行者に報告するよう求めるものとする。

4 開札執行者は、事業主管課長から、予備調査の結果、数値的判断基準のいずれにも該当しない旨の報告を受けた場合は、当該最低価格入札者に対し、期限を指定して次に掲げる書類の提出を求めるとともに、事情聴取を行う場合にはこれに協力するよう求めるものとする。

(1) 積算理由等申出書(様式第1号)

(2) 入札価格積算内訳書(様式第2号)

(3) 建設副産物の処理に関する状況(様式第3号)

(4) 手持工事等の状況(様式第4号)

(5) 対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的關係(様式第 5 号)

(6) 手持資材の状況(様式第 6 号)

(7) 資材調達先と入札者との關係(様式第 7 号)

(8) 手持機械の状況(様式第 8 号)

(9) 労務者確保の具体的な見通し(様式第 9 号)

(10) 技術者等の配置計画(様式第 10 号)

(11) 安全対策の計画(様式第 11 号)

(12) 過去に施工した公共工事等の実績(様式第 12 号)

(13) 下請負契約(一次)の予定(様式第 13 号)

(14) 前各号に掲げるもののほか、入札執行者が必要と認めるもの

5 開札執行者は、前項各号に掲げる書類を事業主管課長に回付し、速やかに本調査を行い、その結果を開札執行者に報告するよう求めるものとする。

6 事業主管課長は、予備調査の結果(数値的判断基準のいずれかに該当する場合に限る。)及び本調査の結果について、低入札価格調査票(様式第 14 号)を付して、開札執行者に報告しなければならない。

(最低価格入札者を落札者等としない場合)

第 6 条 最低価格入札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該最低価格入札者を落札候補者又は落札者(以下「落札者等」という。)としないものとする。

(1) 予備調査の結果、数値的判断基準のいずれかに該当する場合

(2) 最低価格入札者が、本調査に協力しない場合、定められた期限までに求められた書類を提出しない場合又は事情聴取に応じない場合

(3) 本調査の結果、次のいずれかに該当する場合

ア 積算内訳の算出根拠が適正でない場合

イ 見積数量が適正でない場合

ウ 材料、製品等について品質及び規格が適正でない場合

エ 労務単価等の労働条件が適正でない場合

オ 技術者等の配置が適正でない場合

カ 安全対策の確保が適正でない場合

キ 建設副産物の処理が適正でない場合

2 前項各号に定める場合のほか、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合又は最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合は、当該最低価格入札者を落札者等としないものとする。

(低入札価格調査委員会の設置)

第7条 最低価格入札者を落札者等とするか否かについて、審査を行うため、つくば市低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会の委員は、総務部長、総務部次長、財務部長、財務部次長、契約検査課長、事業主管部長、事業主管部次長（次長が複数の場合は、事業を主管する課等を担当する次長）の職にある者をもって充てる。

3 調査委員会には委員長を置き、総務部長をもって充てる。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

4 調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

5 会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 委員会の庶務は、契約検査課において処理する。

(調査委員会による審査)

第8条 開札執行者は、低入札価格調査の結果について、事業主管課長から報告を受けたときは、会議に諮り審査を受けるものとする。ただし、事業主管課長から、予備調査の結果、数値的判断基準のいずれかに該当する旨の報告を受けたときは、失格とし、調査委員会の審査を受けないものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、委員長が会議を招集するいとまがないと認めるときは、当該事案を委員に回付することにより、審査を受けることができる。

3 前条第6項の規定は、前項に規定する審査について準用する。

4 委員長は、調査委員会の審査結果について、開札執行者に報告するものとする。

(低入札価格調査の結果についての周知)

第9条 開札執行者は、前条第4項に規定する報告を受けたとき又は事業主管課長から、予備調査の結果、数値的判断基準のいずれかに該当する旨の報告を受けたときは、低入札価格調査の結果について、次の各号に定めるところにより、最低価格入札者に対して周知するものとする。

(1) 低入札価格調査により落札者等とすることを決定した場合は、電話等により連絡する。

(2) 低入札価格調査により落札者等としないことを決定した場合は、入札結果通知書(様式第15号)により通知する。

(低入札価格調査に関する規定の次順位者への準用)

第10条 開札執行者は、低入札価格調査の結果、最低価格入札者を落札者等としないこととした場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者(第3条第2項の規定により失格となる者を除く。以下「次順位者」という。)を落札者等とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、第3条及び第5条から第9条までの規定を準用して低入札価格調査を実施するものとする。この場合において、第5条、第6条、第7条及び第9条中「最低価格入札者」とあるのは「次順位者」と読み替えるものとする。

(低入札価格調査の結果の公表)

第11条 開札執行者は、低入札価格調査の結果について、当該契約の締結後、閲覧により一般に公表するものとする。ただし、公表に適さないと認める事項については、この限りではない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年5月11日から施行し、平成21年5月12日以後に告示す

る一般競争入札から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 21 年 7 月 22 日から施行し、平成 21 年 7 月 31 日以後に告示する一般競争入札から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成 21 年 7 月 30 日以前に告示する一般競争入札についての適用は、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の改正前に告示を行った一般競争入札に関する低入札価格調査等の手続きについては、なお従前の例による。

(設定基準等の廃止)

- 3 低入札価格調査基準価格及び失格基準価格並びに最低制限価格の設定について(平成 21 年 5 月 11 日施行)は、廃止する。ただし、平成 23 年 8 月 31 日以前に告示を行った一般競争入札に関する手続きについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 24 年 9 月 14 日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に告示した一般競争入札に係る低入札価格調査等の手続きは、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 26 年 3 月 11 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第2項の規定は、工事目的物の完成引渡しが平成26年4月1日以後の工事の契約について適用し、工事目的物の完成引渡しが同日前の工事の契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成26年7月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年10月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要領は、この施行の日以後の入札審査委員会に諮る入札案件から適用し、同日前に入札審査委員会に諮る入札案件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に告示した一般競争入札に係る低入札価格調査の手続きについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年5月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要領第2条第2項の規定は、令和元年9月1日以後に告示する入札について適用し、同日前に告示する入札については、なお従前の例による。